

## 佐賀市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、佐賀市まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 住民で組織する団体の代表者
- (2) 産業関係の代表者
- (3) 大学の代表者
- (4) 金融機関の代表者
- (5) 労働団体の代表者
- (6) 報道関係の代表者
- (7) 佐賀市副市長
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、平成28年度までに委嘱する場合の委員の任期については、平成29年3月31日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び代理者)

第5条 推進会議に会長を置き、佐賀市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は公開とする。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議における庶務は、企画調整部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月20日から施行する。

この要綱は、平成28年8月23日から施行する。